

第2号様式（第12条関係）

令和5年度 第1回大和市情報公開審査会 会議要旨

- 1 日 時 令和5年7月10日（月） 午前10時00分から午前12時30分
- 2 場 所 大和市役所 本庁舎全員協議会室（5階）
- 3 出席者 大津浩会長、鈴木健次委員、鈴木珠恵委員、福永清貴委員、坂田淳一委員
- 4 傍聴人数 0人（非公開）
- 5 次 第
  - （1）事務局の人事異動について
  - （2）会長あいさつ
  - （3）議 題
    - ① 行政文書非公開決定に対する審査請求について（諮問）

【No. 241 案件：街づくり推進課】
    - ② 行政文書非公開決定に対する審査請求について（諮問）

【No. 239 案件：人財課】
    - ③ No. 238 答申の射程に関する市の考え方について  

【総務課】
- 6 その他

## 7 議事要旨

### (1) 議 題

#### ① 行政文書非公開決定に対する審査請求について（諮問）

【No. 241 案件：街づくり推進課】

（審査請求案件につき非公開）

#### ② 行政文書非公開決定に対する審査請求について（諮問）

【No. 239 案件：人財課】

（審査請求案件につき非公開）

#### ③ No. 238 答申の射程に関する市の考え方について

【総務課】

（事務局が説明）

会 長 市としては、答申が他の事例へ援用がされることを想定しているものと思われる。本件資料は前回審査会が付した附帯意見の範囲を限定するという考え方である。あまり拡大解釈せず、限定して解釈するのも一つの手段と考える。

委 員 行政の現場の方々の負担を考えると、このように限定する必要があるのも理解できる。しかし、あくまでも行政の透明性・公正性を担保する観点からは、拡大解釈が必要になる。

会 長 市の考え方を公開せずに、市の内部で運用するということか。

事務局 そのように考えている。

会 長 他の方が2月20日付答申の附帯意見をみた上で、当該附帯意見を別の事案で用いたとする。この場合、事案が異なることを理由として担当課が収支報告書を徴収しなかったとしても仕方がないと判断するということか。

事務局 そのとおりである。

会 長 もちろん、審査会としては新しい事案が発生したときに、それを個別の事案として判断し、収支報告書を徴収するべきと考えた場合は、その旨の附帯意見を付けることは可能である。少なくとも、この市の考え方によれば、事案が違う場合は文書がないことを認めざるを得ないということになる。

委 員 附帯意見を付けることによって現場の負担が非常に大きくなる。そのため、附帯意見の効力の範囲はある程度限定すべきとの考えも理解できる。

参考までに、情報公開係、総務課あるいは総務部のどのレベルで市の考え方を出したのか、審査会の答申に対してどのレベルで議論がされたのかを教

えていただきたい。

事務局 総務課の中で議論がされ、当時の総務課長の判断に基づき、市の考え方を整理した。

委員 審査会は市長に対して答申をしている。それにもかかわらず、総務課長が答申の射程について判断する点については疑問を感じる。

事務局 経緯としては2月に答申を頂いた後、3月議会の一般質問の中でこの答申の射程が問題となった。前任の総務課長の時に、このような市の考えをまとめ、理事者にも説明して情報を共有しているところである。

会長 審査会が出すのはあくまで答申であって、それをどこまで受け止めるかは市の判断になる。答申を受けた市の方で、附帯意見の射程を限定したのも市の判断ということになる。つまり、これは審査会が決定する話ではない。

では、市がこのような考えをまとめたことを確認したところで審理を終了してよろしいか。

(全員了承)